事業化状況報告

事業場内最低賃金 賃金台帳のご提出方法

令和5年2月 ものづくり・商業・サービス補助金事務局 (全国中小企業団体中央会)

事業化状況・知的財産権等報告書

「最低賃金引上げ」の確認を初めて行う際の留意点について

1. 賃金引上げ確認対象となる方 『補助金の額の確定通知を2月末までに受けた事業者』の皆さまです。

(1) ご案内

対象となる事業者の皆さまに対して、システムからメール発信しておりますのでご確認ください。 (報告を行っていただく6年間の毎年4回発信します。)

※メールアドレスの変更がある場合はサポートセンターへご連絡ください。

1回目:3月1日に事前の通知メール

2回目: 4月1日に受付が開始されたことを通知するメール

3回目:5月24日に受付期間終了の1週間前であることを通知するメール

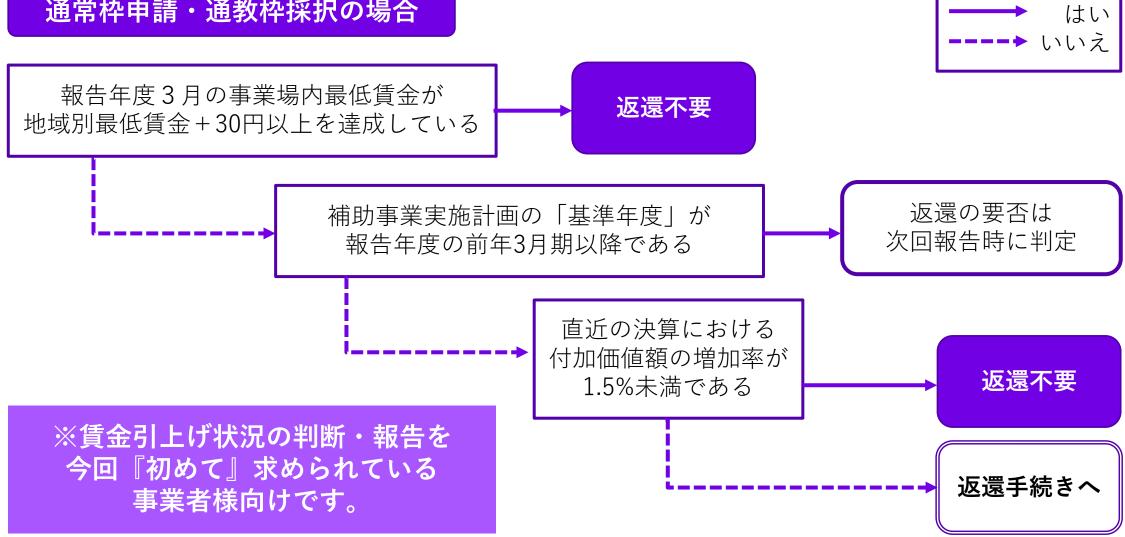
4回目:5月30日に受付期間終了の前日であることを通知するメール

(2) 交付規程との整合性 ~ 交付規程第23条

『補助事業者は、補助金全額の交付を受けた日以降、最初に迎える4月1日から60日以内の日を初回として』とあります。この規定を、より限定的に運用した対応です。

賃金引上げ状況の確認フロー

通常枠申請・通教枠採択の場合



賃金引上げ状況の確認フロー

特別枠※申請の場合

※特別枠および低感染リスク型ビジネス枠で応募申請し 「通常枠で採択」となった事業者様も含まれます。

最低賃金の引き上げ 目標達成状況の確認時期を はい 状況の報告のみ 補助事業終了年度の翌年度からとする。 いいえ 報告年度3月の事業場内最低賃金が 返還不要 地域別最低賃金+30円以上を達成している。 返還の要否は 補助事業実施計画の「基準年度」が 次回報告時に判定 報告年度の前年3月期以降である 直近の決算における 返還不要 付加価値額の増加率が (免除規定に該当) 1.5%未満である ◆増加率・・・「基準年度の付加価値額」と 「計画1年目の付加価値額」との比較で算定した 返還手続きへ 増加率で判定します。

2. 賃金引上げ確認のために提出を求める書類及び確認方法

『当該事業者の、3月の賃金台帳』 …事業者様が労働基準監督署等外部機関から求められた際に提出 (呈示) する事業者様自身の「3月分の賃金台帳」をご準備ください。

必要書類 ※賃金台帳は2種類ご用意ください	記載事項
1.【全従業員分の賃金台帳】 (締日もしくは支給日が3月のもの)	1. 2共通①当該事業者様名②報告年と3月(例:令和4年3月分)※3月分賃金台帳であることが分かるように締日か支給日【1.全従業員分の賃金台帳】③補助事業実施場所に所属して勤務する従業員の総数
2.【事業場内最低賃金となっている 従業員の賃金台帳】 (締日もしくは支給日が3月のもの)	【2.事業場内最低賃金となっている従業員の賃金台帳】 ④対象の従業員の方の氏名 ⑤報告年3月分のと月間賃金額、月間総労働時間と時給換 算の金額(円)

◆時給換算額について

「時間当たりの最低賃金の確認方法」は、厚生労働省ホームページ参照。

最低賃金の対象となる賃金

https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-12.htm

最低賃金額以上かどうかを確認する方法

https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm

(1) 書類の準備方法

- ① 補助事業実施場所で業務に従事する**全従業員の「3月分」の賃金台帳の「写」**を準備します。
- ※従業員全員の賃金台帳には氏名(個人情報)のみを黒く塗りつぶす等 のマスキングを施すことを推奨いたします。
- なお、自社で導入している賃金管理ソフト等の活用により、「従業員氏名(最低賃金対象者以外のマスキング可)・3月分の対象賃金・月間総労働時間」の必須データについて、一覧表での提出も可とします。
- ② ①の全従業員の「3月分」の賃金台帳から<u>事業場内最低賃金となっている従業員の「賃金台帳(1枚)」</u>を抽出します。
- ③ 賃金台帳余白に次頁の記入例を参照のうえ追記してください(手書き可)。

(2)書類の提出方法

- (1)必要事項を記載したした賃金台帳をPDFファイルにして、事業化状況報告システムに添付して報告いただきます。
- ・システム入力の際には「補助事業実施場所の事業場において事業に従事する 「従業員数(人)」を入力していただきます。
- ※入力いただく人数と、上記(1) の①の賃金台帳の人数総数が一致していることをご確認ください。
- ・直近3月末で従業員数が「0」の事業者様につきましては、その旨をシステムで表明(□にチェックマーク入力)してください(チェック入力で報告終了)。

本報告時における【事業場内最低賃金対象者の賃金台帳】記入例

赤枠内①~④を全て記載して添付してください。

※記載漏れがないようにご注意ください。

この従業員の「令和〇年3月」時点の時給換算額は 3

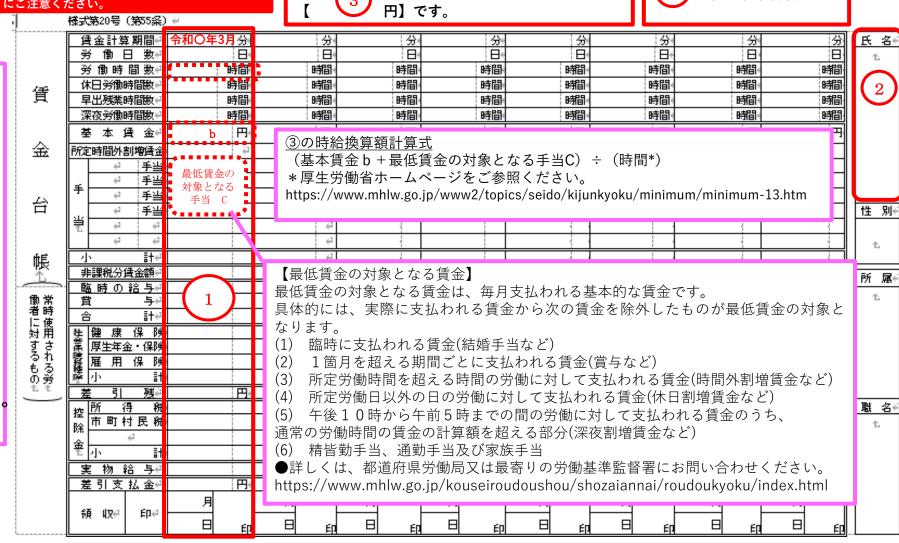
4 褙

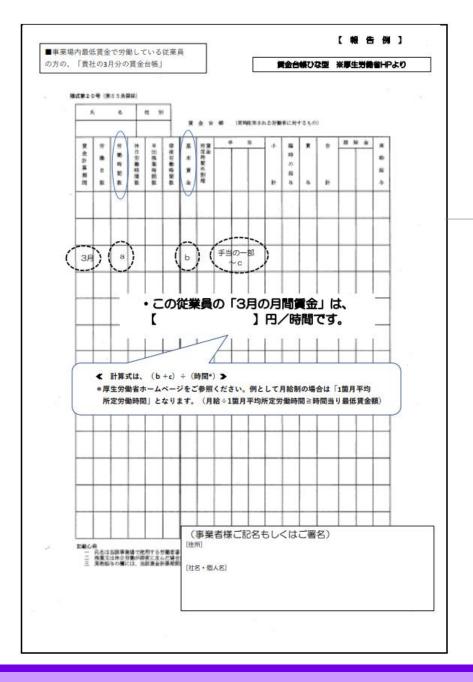
補助事業者名

★必須記載事項★

- ①報告年3月の
- ア) 月間賃金額 イ) 月間総労働時間
- ※システム入力数値はこちらの 数値となります。
- ②氏名(最低賃金対象者)
- ③時給換算額
- 4補助事業者名
- ※記載個所は欄外等で結構です。
- ※手書きでも結構です。

【参考】厚生労働省労働局 賃金台帳様式例使用時の例





賃金台帳記入例

【参考】厚生労働省HP賃金台帳様式例使用時の例